

申告所得税

2 - 3 青色申告者

(1) 所得階級別人員

階級区分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	666	68	164	898
100万円 "	1,392	122	290	1,804
150万円 "	3,432	562	1,323	5,317
200万円 "	4,243	880	1,906	7,029
250万円 "	4,433	1,152	2,399	7,984
300万円 "	4,080	1,277	2,397	7,754
400万円 "	5,936	2,322	4,369	12,627
500万円 "	3,619	1,798	3,558	8,975
600万円 "	2,002	1,025	2,816	5,843
700万円 "	1,215	620	2,298	4,133
800万円 "	734	317	1,715	2,766
1,000万円 "	786	292	2,392	3,470
1,200万円 "	443	108	1,401	1,952
1,500万円 "	462	50	1,299	1,811
2,000万円 "	521	22	1,203	1,746
3,000万円 "	480	5	1,144	1,629
5,000万円 "	381	2	852	1,235
5,000万円超	244	-	374	618
合 計	35,069	10,622	31,900	77,591

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成15年3月31日の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：「青色申告」とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をしてこれに基づいた正確な申告適正な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行う者であり、青色申告をした者には税額計算上種々の特典がある。